## 水道施設の戦略的な老朽化対策等を求める意見書

我が国の水道施設は、97.9%の普及率を達成し、これまでの拡張整備を前提と した時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変 化してきた。

しかし、現在の水道施設を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、「大阪北部地震」や西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」、さらには「北海道胆振東部地震」など、昨今の自然災害による水道施設の被害が全国各地で頻発している。

また、水道未普及地域の解消も依然として大きな課題であり、今なお270万人余りの人々が安全な水の安定的な供給を受けられない生活を余儀なくされている。さらに、地方の急激な人口減少に伴い、50人以上とされる水道施設の給水人口の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところである。

よって、政府においては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国 民の命を守るインフラ設備である水道施設の戦略的な老朽化対策等に取り組むため、 次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国民の生活に重要な役割を果たすインフラ設備である水道施設について、老朽化対策や耐震化を目的とした更新を速やかに実施し、施設の維持及び管理に全力を挙げるとともに、地方自治体が負担する費用について、国庫補助所要額の確保を行うこと。
- 2 将来にわたる安全な水の安定供給を維持していくため、地方自治体間の広域連携、 適切な施設管理及び官民連携の推進等具体的な措置を講ずることにより、水道施設 の戦略的な基盤強化に取り組むこと。
- 3 厳しい財政状況の中で事業を運営している簡易水道については、未普及地域の解消や施設の老朽化に伴う更新等に必要な国庫補助所要額の確保を行うこと。また、 当該補助事業については、現行の補助要件の採択基準が厳しく、実態と乖離していることから、要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月3日

内 閣 総 理 大 臣

厚生労働大臣宛て

国 土 交 通 大 臣

福島県議会議長 吉 田 栄 光